

令和2年度答申第85号
令和3年3月18日

諮問番号 令和2年度諮問第107号（令和3年3月1日諮問）
審査庁 厚生労働大臣
事件名 職業訓練受講給付金不支給決定に関する件

答 申 書

審査請求人Xからの審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 本件審査請求の骨子

本件は、審査請求人X（以下「審査請求人」という。）が、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23年法律第47号。以下「求職者支援法」という。）7条1項の規定に基づく職業訓練受講給付金（以下「給付金」という。）の支給の申請（以下「本件申請」という。）をしたのに対し、A公共職業安定所長（以下「処分庁」という。）が不支給とする決定（以下「本件不支給決定」という。）を行ったため、審査請求人がこれを不服として審査請求をした事案である。

2 関係する法令の定め

（1）求職者支援法7条1項は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練又は公共職業訓練等（以下「認定職業訓練等」という。）を特定求職者が受けることを容易にするため、国が当該特定求職者に対して、給付金を支給することができる旨規定し、同条2項は、給付金の支給に関し必要な基準は、厚

生労働省令で定める旨規定する。

- (2) 厚生労働省令である職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則（平成23年厚生労働省令第93号。以下「求職者支援規則」という。）11条1項は、職業訓練受講手当は、公共職業安定所長が指示した認定職業訓練等を受ける特定求職者が、給付金支給単位期間（原則、訓練開始日を起算日として1か月ごとに区切った個々の期間）において同項各号のいずれにも該当するときに、当該給付金支給単位期間について支給する旨規定する。

求職者支援規則11条1項各号のうち、出席に関する要件を規定する同項5号は、当該認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講していること（ただし、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあっては、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であること）を掲げている。

3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 特定求職者である審査請求人は、令和元年11月15日、認定職業訓練を開始した。当該訓練は、「B科」（以下「本件訓練」という。）であり、受講期間は、同日から令和2年5月14日までであった。

（就職支援計画書）

- (2) 審査請求人は、令和2年3月24日、同月31日及び同年4月2日、本件訓練を欠席した。なお、同年3月24日及び同月31日の欠席については、求人面接のためとされ、面接証明書が提出されている。

（職業訓練受講給付金支給申請書（令和2年4月20日付け）、面接証明書（令和2年3月24日及び同月31日の面接に係るもの））

- (3) 審査請求人は、令和2年4月20日、処分庁に対し、同年3月15日から同年4月14日までの給付金支給単位期間（以下「本件支給単位期間」という。）について本件申請をしたところ、処分庁は、同月22日、本件不支給決定をした。

（職業訓練受講給付金支給申請書（令和2年4月20日付け）、職業訓練受講給付金不支給決定通知書）

- (4) 審査請求人は、令和2年7月20日、審査庁に対し、本件不支給決定を不服として、本件審査請求をした。

(審査請求書)

(5) 審査庁は、令和3年3月1日、当審査会に対し、本件審査請求を棄却すべきであるとして、本件諮問をした。

(諮問書、諮問説明書)

4 審査請求人の主張の要旨

令和2年4月2日は、ハローワークにおける求職活動の後、本件訓練に行こうとしたところ、疲労頭痛感を覚え、新型コロナウイルス感染症が拡大している中、皆に感染させてはいけないと思い帰宅した。翌日にはすっかり良くなっていたので、本件訓練を通常どおり受講した。今回1日休んだだけで、診断書がなければ不支給になるのは不条理であり、本システムの趣旨に反する。

(審査請求書)

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

- 1 求職者支援規則の規定を受けて、給付金の支給に係る具体的な取扱いについては、求職者支援制度業務取扱要領（平成23年9月1日付け職発0901第4号、能発0901第5号職業安定局長・職業能力開発局長連名通達「求職者支援制度の実施について」別添。以下「求職者支援要領」という。）に規定されているところであり、認定職業訓練等を受講しなかったことの「やむを得ない理由」については、求職者支援要領10042へにおいて、「当該特定求職者本人の疾病又は負傷のため。」、「求人者との面接（採用試験を含む。）又は安定所長が特定求職者の今後の再就職に資するものと判断できるセミナー等を受講するため。」等が示されている。
- 2 認定職業訓練等に欠席がある場合、当該欠席が「やむを得ない理由」に当たるかどうかの判断は、それが「やむを得ない理由」であることを証明する書類により行うとされ（求職者支援要領11035ニ）、特定求職者本人の疾病又は負傷に係る証明は、医師その他診療を担当した者若しくは担当医療機関関係者の証明書、医療機関若しくは調剤薬局の領収書又は処方箋のいずれか一点により行うとされている（求職者支援要領10042ト（イ））。

審査請求人は、令和2年4月2日の欠席（以下「本件欠席」という。）の理由を「疲労頭痛感」による体調不良と主張するが、本件欠席に係る証明書類は提出されていないため、本件欠席は「やむを得ない理由」による欠席とはなら

ない。

- 3 また、審査請求人は、本件欠席の理由について、訓練実施機関に提出した欠席届では「求職活動のため」と申告し、本件申請をした際には「その日は面接を受けていない。ハローワークで就職活動を行い、その後、疲れてしまい休んだ。」と申告している。

新型コロナウイルスに感染した疑いがあることを理由とした欠席は、「求職者支援訓練等を受講する特定求職者が新型コロナウイルスに感染した場合等の職業訓練受講給付金に係る取扱いについて」（令和2年3月4日付け職発0304第6号。以下「本件通知」という。）により、「やむを得ない理由」による欠席となるため、処分庁は、審査請求人に新型コロナウイルスに感染した疑いがないか、「疲労」の症状等を慎重に確認したが、感染が疑われる症状の申告はなかった。なお、本件通知は、同年11月30日付けで、新型コロナウイルスに感染した疑いがあること等を理由とした欠席は訓練に出席したものとみなす旨の改正がなされ、この取扱いは、同年1月24日以降の欠席に遡及して適用されることとなった。

審査請求人は、「疲労頭痛感」が新型コロナウイルスに関係すると主張しているが、当該主張は、訓練実施機関に対する欠席届での申告及び本件申請の際の申告と異なるものであり、事実とは認められない。このため、本件欠席は、新型コロナウイルスに感染した疑いがあることを理由とした欠席には該当しない。

- 4 処分庁は、審査請求人に対し、「やむを得ない理由」による場合を除いて欠席・遅刻・早退がある場合には給付金が全額支給されないとの取扱いを複数回説明している。
- 5 処分庁は、以上の理由により本件不支給決定をしたものであり、これは法令等の根拠にのっとった正当なものであると考えられ、維持することが妥当であり、本件審査請求には理由がないため棄却すべきものとする。

第3 当審査会の判断

- 1 本件諮問に至るまでの一連の手續について
本件の審理員の審理手續については、特段違法又は不当と認められる点はない。
- 2 本件不支給決定の適法性及び妥当性について
 - (1) 求職者支援規則11条1項5号本文は、給付金の支給を受けるための要件として、認定職業訓練等の全ての実施日に当該認定職業訓練等を受講して

いることを原則として求めている。

求職者支援制度は、訓練受講を通じて求職者を就職に結び付けていくことを目的とするものであるところ、訓練は、その期間中の一貫したプログラムに沿って実施され、これを全て受講することによってその成果が上がるものであることから、全ての訓練に出席することが当然に前提とされているとの趣旨と解される。

その上で、求職者支援規則11条1項5号ただし書は、やむを得ない理由により受講しなかった当該認定職業訓練等の実施日がある場合にあっては、当該認定職業訓練等を受講した日数の当該認定職業訓練等の実施日数に占める割合が100分の80以上であることをもって要件を満たす旨を定めている。

これは、全ての実施日に訓練を受講することが当然ではあるが、社会通念上「やむを得ない理由」によって欠席した場合に、全ての訓練実施日に出席していないとして給付金を不支給とするのは酷であることから、「やむを得ない理由」による欠席がある場合については8割以上の出席をもって出席要件を満たすこととしたものである。

(2) 本件支給単位期間について、審査請求人は、令和2年3月24日、同月31日及び同年4月2日の訓練を欠席している。

これらの欠席のうち、令和2年3月24日及び同月31日の欠席は、求職活動のためと認められ、「やむを得ない理由」による欠席と認められる。

しかし、令和2年4月2日の欠席（本件欠席）については、職業訓練受講給付金支給申請書によれば、求職活動のためとされているが、審査請求人は、同日、公共職業安定所に来所して職業相談等をしたものの、その後に行われた訓練に出席せず、就職のための面接にも行っていない。

処分庁の弁明書によれば、令和2年4月20日に本件申請をした際に、審査請求人は、同月2日については、公共職業安定所で職業相談等をした後、疲労により訓練を欠席した旨説明したとされている。

求職者支援要領は、「やむを得ない理由」の例を列挙しており、本人の疾病等も掲げられているから、審査請求人が体調不良により欠席したのだとすると、本人の疾病等として「やむを得ない理由」による欠席と認められることがある。

しかし、およそあらゆる体調不良が本人の申立てのみをもって「やむを得ない理由」となるものではない。求職者支援要領に「やむを得ない理由」

として掲げられた「当該特定求職者本人の疾病又は負傷」は、訓練を受講せず療養をするのが相当で、出席を要求するのが酷であると考えられる疾病又は負傷であると解され、求職者支援要綱はかかる疾病又は負傷であることを確認するために証明書類の提出を特定求職者に求めているのであって、本件では証明書類の提出がないので、「やむを得ない理由」による欠席と認めることはできない。

なお、本件通知において、新型コロナウイルスに感染した疑いがある場合の欠席については、証明書類として、本人の書面による申告書を提出することとされているが、本件申請時の審査請求人の説明において、新型コロナウイルスに感染した疑いを示す具体的事情が申し立てられたことを示すものはない。

したがって、本件欠席については、「やむを得ない理由」による欠席と認めることはできない。

3 付言

本件不支給決定の通知書の理由欄には「求職者支援訓練等の全ての実施日に出席していなかったため。または、やむを得ない理由により出席しなかった日がある場合にあっては、求職者支援訓練等を受講した日数の当該求職者支援訓練等の実施日数に占める割合が8割未満であったため」とのみ記載されているが、一文目の理由による不支給なのか、二文目の理由による不支給なのか、この記載自体からは不明というほかない。そして、本件支給単位期間中には「やむを得ない理由」によるものと認めた欠席もあるのであるから、どの日の欠席をいかなる理由で「やむを得ない理由」による欠席としなかったのかを示すべきである。

4 まとめ

以上によれば、本件不支給決定が違法又は不当であるとはいえず、本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は、妥当である。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史